

5. 本検討委員会でご議論いただく テーマの整理

○第2回以降の検討委員会においては、第1回検討委員会で合意したテーマについて、ガイドラインに記載すべき具体的な内容を含め、議論を行うものとする。

事務局案

1. 安全管理体制の充実

- ① 運航可否判断(運航中止基準等)
- ② 運航に必要な情報の収集(最新の気象・海象情報の入手、最新の水路調査)
- ③ 海難・事故処理(緊急時の連絡体制の構築)
- ④ 乗船者名簿の作成

2. 運航事業者(船舶所有者、船長を含む)が守るべき事項

- ① 発航前の検査(燃料油等の点検、船体・機関及び救命設備その他の設備の点検)
- ② ダイバー潜水中に船長がとるべき行動(見張り実施、エンジン・プロペラの停止、A旗の掲揚等)
- ③ 旅客の安全の確保(航行中の不要な移動の制限、より安全な場所への着席指示等)
- ④ 構造上の注意点の把握(波の打ち込みやすさ、仕切り板を外した場合の復原性への影響等)

3. ダイビング船の利用者(ダイビング客、ダイビング事業者)が守るべき事項

- ① ダイビングショップからダイバーに注意すべき事項(乗船中は船長の指示に従う、不要な移動をしない、事故発生時の行動等)
- ② ダイビングショップが守るべき事項(船長の運航可否判断の尊重、ガイドラインに適合する船舶の利用等)
- ③ 利用者が安心してダイビング船を選択するための安全対策の実施状況の掲示

4. 地域の事業者間の連携

近隣ダイビングショップ等との連絡体制の構築、ヒヤリハット情報の交換等

5. 船長、ダイビング事業者・インストラクターへの安全に関する教育、救命訓練の実施

- ①地域の安全対策協議会等が開催する講習会、合同訓練等への参加
- ②一次救命措置、海洋レスキュー等に関するトレーニングへの参加
- ③事故処理等に関する自主訓練の実施

6. 器材重量を考慮した旅客数の制限、重量物の船内配置(※ 2. ③及び④に関連)

- ①検査時に考慮している器材の数、重量及び積載場所に関する旅客搭載場所での掲示
- ② ①の数や重量を超えて追加搭載する器材がある場合のこれらの総重量に応じた旅客定員の減算
(当該減算方法だけでなく、減算後の旅客定員の数等に関する船内での掲示含む)
- ③ダイビング器材の安全な積載方法(安全な固縛方法 など)

7. 船舶検査

- ①検査機関が、ダイビングに用いられる船舶であることの検査時に把握するための方法
(使用用途、想定される器材の数、搭載場所などを検査申請時に申告させる など)
- ②取り外し可能な仕切り板等に係る検査の取扱い(証書に定める条件 など)